市連会３月定例会説明資料
平成 30 年 3 月 12 日
市民局地域活動推進課

「平成 30 年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。平成 30 年度もこれまでと同様に、継続して実施します。

事業周知のため、平成 30 年度版のリーフレットを３月の区連会資料に同封して各自治会町内会長あてにお送りします。よろしくお願いいたします。

1　平成 30 年度横浜市市民活動保険補償内容

平成 29 年度補償内容から変更はありません。

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1名　1億円	死亡	1名　500 万円
	1事故　5億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額（1名　上限 500 万円）
財物賠償	1事故　500 万円	入院	1日　3,500 円（180 日限度）
保管物賠償	1事故　500 万円	通院	1日　2,500 円（90 日限度）
免責金額（自己負担額）	5,000 円	手術	手術の種類に応じた金額

2　添付資料

リーフレット「平成 30 年度横浜市市民活動保険のご案内」

3　主な配布先

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、地域ケアプラザ　等
本市ホームページにも掲載します。

※　平成 30 年度横浜市市民活動保険の事業は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

【担当】市民局地域活動推進課　圓城寺、鈴木
電話：045-671-3625／ファックス：045-664-0734
メール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

Scanned with CamScanner